

議案第 36 号

越前町水道事業給水条例の一部改正について

越前町水道事業給水条例（平成 17 年越前町条例第 178 号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 8 年 6 月 9 日提出

越前町長 高 田 浩 樹

越前町水道事業給水条例の一部を改正する条例

越前町水道事業給水条例（平成17年越前町条例第178号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項に次のただし書を加える。

ただし、災害その他非常の場合において、管理者が他の市町村長又は他の市町村長が同項の指定をした者が給水装置工事を施行する必要があると認めるときは、この限りでない。

附 則

（施行期日）

この条例は、令和8年7月1日から施行する。